

発議第 5 号

特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 21 日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

（提案理由）

議会広報の編集・発行について、専門的に調査・研究する必要があるため、特別委員会を設置するもの。

(別紙)

特別委員会に関する決議

次のとおり、特別委員会を設置する。

記

委員会の名称	委員定数	付 託 事 件	設置の期間
議会広報編集特別委員会	7人	議会広報の発行に関する件	調査研究が終了するまで

令和3年6月21日